給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※区処理欄		

受付印

品川区長　あて

年　月　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）		
住所（居所）又は所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		
代表者の職氏名印		㊞
法人番号 または個人番号		

特別徴収義務者指定番号		※市区町村ごとに異なります
個人連番		

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		
	課・係	
	氏名	
	電話	

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)
受給者番号	フリガナ				
	氏名	（旧姓）		月から	月から
生年月日	S・H　年　月　日生			月まで	月まで
個人番号				円	円
1月1日現在の住所	〒				
給与の支払を受けなくなった後の住所	〒		異動年月日	・　・	

異動の事由
1. 退職
2. 転勤
3. 合併
4. 休職
5. 長期欠勤
6. 死亡
7. 会社解散
8. 住所誤報
9. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収（1月以降は必須）
（　　月分で納入）
（　月　日納期分）
3. 普通徴収
理由

※「9.その他（特別徴収不可）」を選択された場合はいずれかの理由を必ず選択してください。

普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払いが不定期
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）

退職した年の1月から退職時までの給与支払額
円

控除社会保険料額
円

退職手当等の支払額（支払予定額）
円

勤続年数
年

死亡退職の場合で相続人の代表者又は海外出国の場合で納税管理人となる方の連絡先が分かるときは、その方の「住所、氏名、続柄、電話番号」を記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合には、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定			相続人・納税管理人の氏名等			
1. 異動が　年12月31日までで、申出があったため（　月　日申出）	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)同額）	氏名		続柄	
2. 異動が　年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	住所		異動者印	
異動者印	・	円					
	・	円		電話			

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号		新規
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒	
フリガナ		
氏名又は名称		
代表者の職氏名印		㊞
法人番号 または個人番号		

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号			
	課・係		
	氏名		
	電話	（内線　）	

新しい勤務先では

月割額 _____ 円を

_____月分から徴収し、納入します。

新規の場合、品川区作製の納入書は必要ですか ⇒ 要 ・ 不要

※市区町村記入欄

控送付 □

提出・問い合わせ先　〒140-8715　東京都品川区広町 2-1-36　品川区役所 総務部 税務課 課税担当　03-3777-1111（代）

ご注意

1. 黒のボールペン又はペンで書いてください。
2. 「個人連番」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人連番を記載してください。
3. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。
4. 1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。（地方税法 321条の5）